

大阪市自転車活用推進計画 進捗管理・評価 一覧表 (R2年度)

施策名称	担当部局	取組指標	取組内容	評価	評価の理由	今後の課題
(1) 幹線道路等における自転車ネットワークの形成	建設局	都心部における車道通行を基本とした自転車通行環境の整備	自転車の「車道左側通行ルール」を周知するため、車道に自転車マークや矢印などの路面表示を連続的に設置。 ・目標9.0Km⇒実績2.6Km	B	要求通りの国費が計上されなかったこと、単位延長あたりの事業費増に伴い、当初目標の延長整備ができなかった。	計画通りの事業を遂行できるよう、国に対し引き続き予算を要望していく。
		郊外部における既存の自転車通行空間の安全対策	郊外部の既存自転車通行空間において安全対策（自転車マークと歩行者注意の路面表示） ・目標5区 ⇒ 実績3区	A	概ね予定通りに工事実施することができた。	郊外部の未施工分（残りの2区）について、速やかに実施予定。
(2) 路上駐車の抑制	都市計画局	公共交通の整備促進	公共交通（なにわ筋線）の整備促進	A	計画どおり進捗。	なにわ筋線の整備促進に向け、整備主体である関西高速鉄道(株)に出資、補助を行うとともに、円滑な事業推進に向けた各種調整を行う。
		駐車場情報の提供や迷惑駐車に対するマナー向上に向けた啓発活動	駐車場情報の提供や迷惑駐車に対するマナー向上に向けた啓発活動	A	マップナビおおさかの駐車場情報を更新し、情報提供を行うとともに、区役所において啓発活動を実施。	引き続き、マップナビおおさかや市HPにて駐車場情報を提供するとともに、啓発活動については各区役所における取組みを支援。
(3) 自転車駐輪対策	建設局	市営駐輪場の整備	鉄道駅周辺への自転車駐輪場の整備	A	概ね予定どおり進捗している。	引き続き区役所等と調整をしながら、整備を進めていく。
		附置義務等による民間駐輪場の整備促進	「大阪市自転車駐輪場の附置等に関する条例」に基づき、施設所有者による自転車駐輪場の設置を義務付け	A	附置義務駐輪場の整備が確実に進んでいる。	一定規模以外の施設についても、引き続き駐輪場の設置を働きかけていく。
		鉄道事業者へ駐輪場整備の働きかけ	鉄道事業者への自転車駐輪場の整備の働きかけ	A	新線整備等における駐輪場整備について、鉄道事業者へ働きかけている。	鉄道事業者から駐輪場の整備実施報告予定である。また、別途国へ鉄道事業者の駐輪場の設置義務について法改正要望中である。
		案内誘導等による既存駐輪場の利用促進	管理運営の中での既存駐輪場の利用促進（指定管理者）	A	指定管理者による利用促進に関する業務として実施している。	引き続き、指定管理者にて利用促進に関する業務を実施予定。
(4) まちづくりと連携した総合的な取組の実施	建設局	まちづくりと連携した自転車施策の推進	・側道歩行者空間化事業の一環として自転車通行空間を整備。 ⇒ 御堂筋の道頓堀～千日前間の東側を工事中（参考）将来的には、御堂筋土佐堀川側道まで区間を延長	A	人中心のまちづくりとともに、自転車の通行空間の整備が進められている。	現整備区間の完成後、他の区間へ継続して着実に取り組んでいく。
		生活道路における総合的な交通安全対策の実施	・小学校の通学路を関係機関と連携し安全点検及び対策を実施 ・令和元年の大阪市での交差点事故を受けて緊急対策を実施 ⇒未就学児移動経路の点検と対策、幹線道路の信号交差点の対策	A	歩行者、自転車等の安全対策が進められている。	引き続き、安全対策に取り組んでいく。
(5) 運動習慣の確立（スポーツによる健康増進）	健康局	サイクリングを含む運動による健康増進の啓発	市民向けの健康教育において、各区役所の保健師が自転車も含めた身体活動・運動の意義と重要性の周知啓発を行うとともに、健康局が令和2年11月に発行した広報誌「すこやかハートナーつうしん」の中で、健康寿命を延ばすための取り組みとしてサイクリングについて記載した。	B	健康づくり関連として周知すべき情報が多いため、自転車に関する内容を盛り込めたものは一部にとどまった。	身体活動・運動について意識する市民が増加すれば、徒歩や自転車の利用者も増加すると考えられることから、引き続き、周知啓発等により、市民の健康意識の向上に取り組む。
	経済戦略局（スポーツ部）	サイクリングを含む運動による健康増進の啓発	大阪市内だけでなく、関西広域エリアを対象に、「関西広域サイクリングルート」を開発。（サイクリングルートアプリ、チラシ、HP作成）	A	大阪市内だけでなく、関西広域エリアでルートを開発し、また、サイクリングルートの観点から、観光と融合した取組みとしたことで、自転車活用の施策に繋がった。	関西広域連合と連携し、サイクリングの促進を図る。
	経済戦略局（スポーツ部）	サイクリングを含む運動による健康増進の啓発	スポーツ課で毎年実施している「運動とスポーツに関する意識調査」のアンケート項目の中で、1年間にしたことのある運動やスポーツの選択肢に「自転車（BMX含む）・サイクリング」を入れることで、サイクリングが運動・スポーツにあり、健康増進に繋がることが啓発。	A	「運動・スポーツ」の定義が個々で異なるため、アンケート項目に明記することで、「自転車」が運動・スポーツであることを認識させることができ、自転車を活用した運動意識の向上に繋がった。	継続した啓発を行う。
(6) サイクリングの振興等に向けた公共空間の活用	建設局	安全で楽しいサイクリングネットワーク（夢洲へのアクセス）の形成	大阪・関西万博の開催を契機に、既設の「北大阪周遊自転車道」から夢洲へつなぐ、淀川左岸サイクリングロード（都心ルート）について、予備設計及び詳細設計を実施。	A	大阪・関西万博の開催に向け、計画スケジュール通りの検討が進められている。	大阪・関西万博の開催に向け、都心ルート案について、引き続き、計画通りの検討が進むよう努める。
		サイクリングロードの利用促進に向けた案内サイン等の設置を検討	広域的なサイクリングロードネットワークの設定や案内サイン等の仕様について、関係機関と調整を行った。	A	順調に調整が進められている。	関係機関との協議が順調に進むよう努める。
	経済戦略局（スポーツ部）	公共空間を活用したサイクリングイベントを支援	大阪城公園及びその周辺を会場として、自転車ロードレースを含む「大阪城トライアスロン」を実施（10月）。（本市は主催する組織委員会の構成メンバー）	A	大阪城公園を活用した競技スポーツを開催することで、「みる」スポーツの普及や自転車活用の施策に繋がった。	継続実施に向け、関係先との協議が順調に進むよう努める。
(7) 多様な楽しみ方ができる周遊・滞在都市の形成	建設局 経済戦略局（観光部）	安全で楽しいサイクリングネットワーク（夢洲へのアクセス）の形成	大阪・関西万博の開催を契機に、既設の「北大阪周遊自転車道」から夢洲へつなぐ、淀川左岸サイクリングロード（都心ルート）について、予備設計及び一部区間の詳細設計を実施。	A	大阪・関西万博の開催に向け、計画スケジュール通りの検討が進められている。	大阪・関西万博の開催に向け、都心ルート案について、引き続き、計画通りの検討が進むよう努める。
		サイクリングロードの利用促進に向けた案内サイン等の設置を検討	広域的なサイクリングロードネットワークの設定や案内サイン等の仕様について、関係機関と調整を行った。	A	順調に調整が進められている。	関係機関との協議が順調に進むよう努める。
		シェアサイクルに関する社会実験を実施	港区、此花区において、シェアサイクルの回遊性向上事業の実証実験を実施。（港区は令和2年度で完了。此花区は令和3年度も継続。）	A	港区ではシェアサイクルの回遊性向上事業の実証実験完了。また此花区において、実証実験中である。	「シェアサイクルの在り方検討委員会（国土交通省）」の結果などを、関係部局（作業部会）と情報共有を図る。
(8) 交通安全思想の普及徹底	市民局	段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	・区役所を通じて「自転車ルールブック」を市民に配布（令和2年度：19,000部） ・民間事業者と連携して市立小学校1年生全員に「児童向け自転車ルールブック」を配布（令和2年度：23,000部）	A	概ね予定通りに実施することができた。	引き続き、「自転車ルールブック配布」や「自転車安全教育指導員養成研修の実施」など、思の長い交通安全教育を推進していく。
		交通安全に関する普及啓発活動の推進	・各季の交通安全運動におけるポスター掲示、リーフレット配布、ホームページによる情報発信などによる啓発を実施（春・秋の全国交通安全運動、夏・年末の交通事故防止運動、自転車マナーアップ強化月間） ・セレッソ大阪の公式戦開催日に併せ、11月の「自転車マナーアップ強化月間」に伴う自転車を含めた交通安全啓発を実施（令和2年11月29日「防犯・交通安全キャンペーン」、ルールブック、啓発物品の配布）	A	概ね予定通りに実施することができた。	各季の交通安全運動ごとに策定される内閣府、大阪府交通安全協議会の推進要綱に基づき、啓発を実施する。
(9) 安全で快適な自転車通行環境の計画的な整備推進	建設局	都心部における車道通行を基本とした自転車通行環境の整備	自転車の「車道左側通行ルール」を周知するため、車道に自転車マークや矢印などの路面表示を連続的に設置。 ・目標9.0Km⇒実績2.6Km	B	要求通りの国費が計上されなかったこと、単位延長あたりの事業費増に伴い、当初目標の延長整備ができなかった。	計画通りの事業を遂行できるよう、国に対し引き続き予算を要望していく。
		郊外部における既存の自転車通行空間の安全対策	郊外部の既存自転車通行空間において安全対策（自転車マークと歩行者注意の路面表示） ・目標5区 ⇒ 実績3区	A	概ね予定通りに工事実施することができた。	郊外部の未施工分（残りの2区）について、速やかに実施予定。
		多様化する自転車に対して通行環境のあり方を検討	現段階では取組みはなし。	C	国において検討がなされているため、動向について注視していく。	今後も国の動向を注視していく。
(10) 災害時における自転車活用の推進	危機管理室	災害時における自転車等の活用を推進	災害時に早期に職員参集するための移動手段として自転車利用を周知	A	大阪市業務継続計画等の定めなどにより、自転車を活用した職員参集を推進している。	引き続き、大阪市業務継続計画等の定めなどにより、自転車を活用した職員参集の推進に努める。